

地域の事業を守り、未来へつなぐ

事業引継ぎ支援。

昨年7月に開設した「岩手県事業引継ぎ支援センター」は、今年6月に専従スタッフを配置して事務所を移転。本格的な支援活動が始まっています。移転開所から2カ月を経た今、同センターの統括責任者として経営者のサポートにあたる高橋明さんに、センターの役割や相談に係る支援のポイントなどを伺いました。

センターの役割

中小企業における後継者不足は全国共通であり、高齢化に伴って事業存続への不安を抱える経営者は少なくありません。中小企業の事業承継の実情をみると、20年以上前であれば約9割が親族内で行われていましたが、現在では約6割まで減少しています（2012年中小企業庁調査による）。

なかには、親族・従業員の中で後継者と成り得る人的財産を持ちながら、何らかの問題があつてバトンタッチできずにいるケースもあります。一方、事業が順調ななかで主力事業の拡大を目的に他社の事業買取りを計画する中小企業も多くあります。そうした中小企業が円滑に事業承継（譲渡・譲受）ができるよう支援するのが「岩手県事業引継ぎ支援センター」です。国から事業委託を受けて各県に設置されている同センターは、縦横の連携力を生かして次世代への経営資源のスムーズな承継を支援し、地域経済の活力向上を目指します。

相談者の思いを受けとめ 丁寧な支援を

同センターでは今年6月1日から

専門相談員2名を配置した新体制がスタート。よりスピード感を持って動けるようになりました。

開所以来、同センターでは、県内商工会議所・商工会、金融機関、税理士や司法書士などにも働きかけて事業周知に取り組み、徐々に相談も増えていきます。では、実際にどのような流れで支援活動が進むのでしょうか。同センターの統括責任者である高橋明さんに伺いました。

「まずは相談依頼の電話をもとに、専門相談員が直接事業所に向向き、相談内容をヒアリングするのが基本スタイルです。しかし、承継問題はセンシティブな側面もあり、事業所に訪ねて来るのを嫌がる相談者もいます。その場合は、地元の商工会議所や商工会に協力をいただき一室をお借りして面談するなど柔軟に対応しています」。

初回対応についてそう説明をする高橋さん。中小企業診断士の資格を持つもう1名の専門相談員と出向き、相談内容を聴取するほか直近3期分の決算書をいただき財務状況を把握することから進めていきます。その後、ヒアリングを重ねる過程で、引継ぎに関する助言や情報提供、マッ

チング支援等、あらゆる相談に対応するのが同センターの役割です（一次対応）。

同センターが事業引継ぎを支援できる見込みがあると判断した段階で、相談者の同意を得て、登録民間支援機関（地銀3行ほか計5行）に橋渡しを行い（二次対応）、譲渡・譲受先選定やマッチング等に繋げる支援を進めていきます。但し、相談当初から、売り手・買い手の間で初期合意ができていない又は何らかの事由で登録民間支援機関の対応が困難で、同センターが譲渡・譲受先企業の選定見込みがあると判断した案件の場合は、相談者の同意を得て外部専門家（税理士・司法書士等）を利用（依頼）しながら、マッチング等の支援を行います（三次対応）。このように、丁寧な支援を続けていくことが当事業の重要なポイントといえます。

どんな人が相談しているのか？

具体的な相談内容は、実にさまざまです。「後継者がいないため、今後の会社存続に不安がある」「自社を譲渡したいが進め方がわからない」「他



センター統括責任者の高橋明さん。岩手銀行融資管理部長を経て川徳に出向後、6月から同センターに勤務



盛岡商工会議所に隣接するセンター。専門相談員は、高橋明さんと新沼篤さん（中小企業診断士・元県産業復興相談センター、統括責任者補佐）の2名

企業を買収したいが進め方がわからない」「売買合意はできているが手続きに不安がある」「個人事業主だが後継者がいないので何か方法はないか」など多岐にわたります。

事業譲渡相談の一例として、小売業を営む高齢の経営者のケースがあります。得意分野を持っており経営も順調ですが、後継者不在が大きな課題。経営者自身が事業継続を願うことから、自社の主力食品の加工技術（レシピ）を承継者に譲り、地域の食文化として、その味を守ってほしいと考えています。そこで、経営者個人名義の店舗と土地を承継者に賃貸する形で事業承継できるように話を進めているそうです。

「経営者が高齢の場合、引継ぎ後の自身の収入に対する不安から、決断できずに事業継続している例もあります。このような場合、店舗や土地を貸すことにより不動産収入が確保でき、老後の生活もある程度守られるという解決策もあります」と高橋さん。

事業引継ぎの 選択肢を広げるために

平成28年7月末時点で同センターに持ちこまれた相談件数は55件。新体制となった6月以降は、新規相談者への対応と並行して、これまでの相談者を再訪問しフォローアップ活動にも力を入れています。

「最初の相談時点で書類がそろつ

ていなかっただとか、今後の方向性に迷いがあるなど、変動的な案件もあります。承継問題は簡単に解決できるものではなく、経営者が一人で悶々としていることが多い。そういう場合はさまざまな選択肢を提示してあげることも役割の一つ。事業の引継ぎ支援が何よりの目的ですが、孤独な経営者の悩みを公的機関として受け止めることができるのも当センターの大きな強みだと思っています」と高橋さん。書類に載らない重要事項を見逃さないことが大切だと話します。

例えば、財務評価上は売却が難しくても特殊な許認可を有していることで、新たな譲渡価値を見いだせるケースもあります。そのほか、買受け企業にとって立地条件が魅力的か、昔からの得意先をどれだけ持っているか、地域で重要度の高い業種であるかなど、決算書では判断しがたい定性評価が極めて重要です。

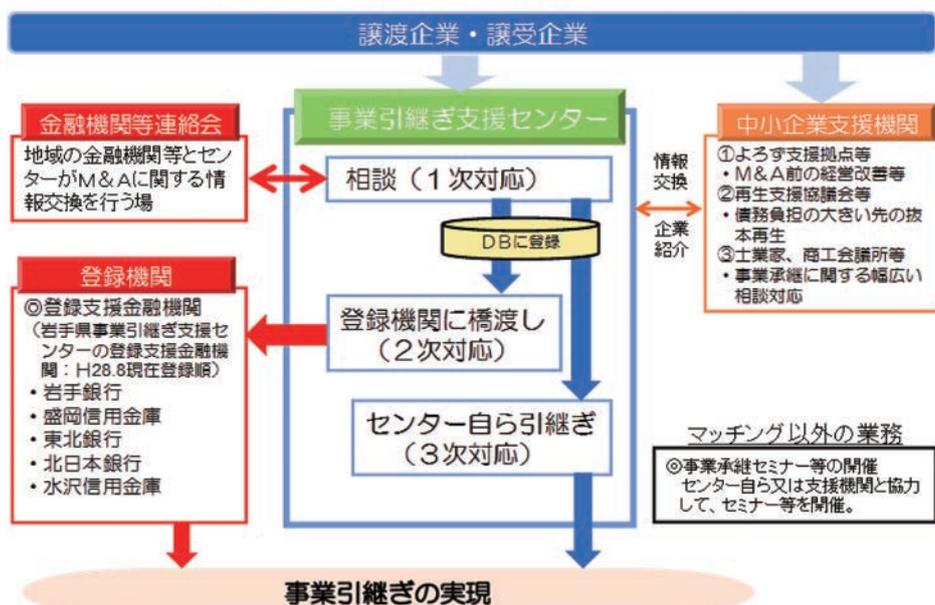
事業譲渡の前に経営改善が必要と同センターが判断した場合は、相談者の同意を得て「岩手県中小企業再生支援協議会」「岩手県よろず支援拠点」「岩手県産業復興相談センター」などと連携して収益改善等のアドバイスを行うケースもあります。また、その他各支援機関（商工会議所、商工会、金融機関等）の協力をいたしながら、中小企業からの様々な相談に対処し円滑な事業引継ぎの支援を行っていく考えです。

長年営んできた商売や事業の廃業は、雇用喪失など地域経済に大きく影響を及ぼします。親族に後継者がいないことを理由に廃業を考えると、第三者（含む従業員）へ引継ぐという選択を検討してみたいかがでしょうか。「当センターは公正・中立な公的機関。遠慮せず、まずは気軽に相談してほしい」と高橋さんは呼びかけます。

事業引継ぎ支援センターとは

後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方の相談に対応するため、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づき、全国47都道府県の認定支援機関に「事業引継ぎ支援窓口」が設置され、支援体制が整った地域には順次「事業引継ぎ支援センター」が設置されました。平成28年3月24日現在、46都道府県に同センターが設置されており、岩手県は平成27年7月1日に認定支援機関である盛岡商工会議所内に同センターが設置されました。平成28年6月1日には同センターの支援体制の拡充と強化を図るため、新たな人員体制のもと、事務所を盛岡商工会議所から隣の中圭ビル1階へ移転開所いたしました。

事業引継ぎ支援センターの支援スキーム



▲岩手県事業引継ぎ支援センター
盛岡市清水町14-17中圭ビル1F
TEL 019-601-5079